

第1回 尼崎市学校給食運営会議 議事要旨

日時	令和5年9月5日(火)
	午後3時~午後4時30分
場所	市役所北館4-1会議室

1 開会

(1) 開会あいさつ

(2) 委員紹介(出席者10名、欠席者2名)

(3) 尼崎市学校給食運営会議公開要綱について(事務局)

尼崎市学校給食運営会議公開要綱を基に、以下の説明を行った。

- ・第1回の会議は公開及び傍聴が可能であることを前提として、傍聴者を募集したものである。
- ・尼崎市情報公開条例の第24条で、「付属機関等の会議は、公開する。」と定められており、運営会議は基本的に公開となる。ただし、取り扱う内容によって、運営会議の決定により公開しないことができる。
- ・傍聴の取り扱いについて、要綱の第3条において、傍聴者の定員は10名以内であること、第5条「傍聴できない者」、第6条「傍聴者の守るべき事項」、第7条「写真、映像等の撮影及び録音等の禁止」などを定めており、第10条では報道関係者について、尼崎市政記者クラブに所属する記者について傍聴を認めること、第11条は、運営会議の決議により公開しないとされたものを除き、後日、事務局で会議録を作成し、その要旨をホームページ上で公開する。

会長より、以降の会議については公開とすることを報告した。

傍聴申請者の確認を行い、傍聴希望者はいないことを報告した。(会長、事務局)

2 議事

(1) 小学校給食の概要について(事務局)

- ・小学校給食の概要について、調理方式、衛生管理、献立作成、調理や献立の特徴といった概要、給食回数等の実施状況、小学校給食の基本的な考え方、AMANISMの紹介、学校給食における主な流れについて説明を行った。

(2) 小学校給食の異物混入事案の報告について(事務局)

- ・令和4年度の小学校給食における異物混入事案について、危険物、非危険物の種類と件数、危険異物の種類と混入の状況、その改善策及び再発防止策に関して説明を行った。
- ・栄養教諭より、小学校給食の現場で異物混入防止のための現場の取り組み等の説明を行った。

※主な発言要旨

- (委員) 調理器具の使用前後の目視点検、声掛け、刃こぼれがないかを確認して片づけるなど行っている。手袋はブルー、テープは青など色分けし、袋の端は切り離ししないなど異物混入の防止に努めている。
- (委員) 毎日調理現場では、肉類等のビニール片は、ハサミを動かして切らずに滑らせて切るなどして、欠片が切り落ちないように気を付けている。豆腐もひとつずつパックをあけ、欠片が出ていないことを確認して容器を捨てている。
- (委員) 異物混入の原因やその改善策を、委託と直営校に通知しているのか。
- (事務局) 全校の栄養教諭・栄養職員や直営の調理師を集めて研修を行っている。委託校は、栄養教諭等を通じて学校と現場で共有し、異物混入防止対策の徹底を図っている。

○議事(3)「物価高騰への対応」及び(4)「小学校給食における給食回数」の非公開について(事務局)

- ・教育委員会では、教育予算・その他議会の議決を経るべき議案の審議を行う場合は、会議を非公開としている。議事(3)の「物価高騰への対応」及び(4)の「給食回数」に関しては、教育予算として補正予算等の議案と考えており、提案前に公開することにより、市議会への運営等に支障がないよう、以後の議事については、非公開での議事運営が望ましいとの説明を行い、会長より、非公開もやむを得ないとの判断があり、委員に諮った上で承諾を得て以後の議事(3)及び(4)は非公開とした。

～～～ 以下、非公開とする ～～～

3 閉会

以 上